

## 消防個人年金制度の一部改正（制度運営費等の改定）につきまして

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は消防個人年金制度（以下「本制度」）の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本制度を継続して安定的に運営することを目的として、制度運営費等を改定いたします。

本改定では、月払掛金と半年払掛金から徴収する日本消防協会の制度運営費を現行より1%引き上げ2%としますが、第一生命が保険料<sup>※1</sup>から徴収する保険料比例部分の保険事務費<sup>※2</sup>は0%となるため、年金積立に充当する保険料は増加します。

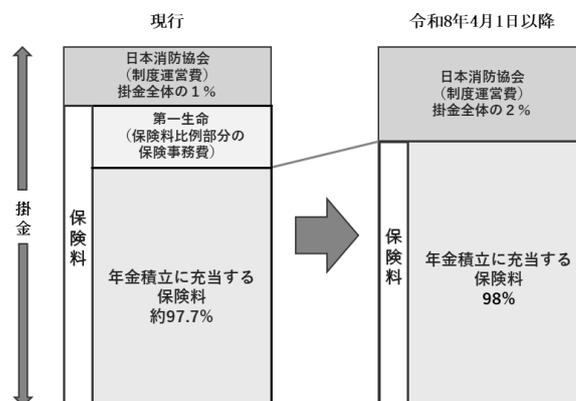
## 【改定内容（変更日：令和8年4月1日）】

改定対象	徴収者	対象となる払方	改定内容	
			現行	改定後
制度運営費	公益財団法人日本消防協会	月払・半年払	掛金の1.0%	掛金の2.0%
保険料比例部分の 保険事務費	第一生命保険株式会社	月払・半年払・一時払	保険料 <sup>(※1)</sup> の 約1.3%	保険料の0%

(※1) 保険料とは、掛金から日本消防協会が徴収する制度運営費を控除した金額です。

(※2) 保険事務費は、お払い込みいただいた保険料から徴収される「保険料比例部分の保険事務費」と、積立金から控除される「積立金比例部分の保険事務費」で構成されていますが、保険事務費率が引下げとなりますので、皆さまの積立金の利回りが向上することになります。

## 【改定のイメージ（月払・半年払）】



## 【ご注意】

日本消防協会の制度運営費を1%から2%に引き上げることに伴い、令和8年4月以降に口座から振替えられる月払掛金（2月、3月末未掛金を除く）および半年払掛金から、生命保険料控除の対象となる保険料額が掛金の99%から掛金の98%へ減額されます。実際の証明額は本年10月中旬頃に送付される生命保険料控除証明書でご確認ください。

## 【今回同封の参照資料】

- ① 令和8年4月1日改正の消防個人年金規約：第24条（制度運営費）をご覧ください。
- ② 令和8年度消防個人年金パンフレット：給付額試算表P8～P9をご覧ください。

※ 本制度の主な内容・諸手続き等については、日本消防協会ホームページ(<https://www.nissho.or.jp/>)に掲載の「消防個人年金加入者のしおり」をご参照ください。

## 【お問い合わせ先】

- 制度運営費改定について  
日本消防協会 年金共済部 フリーダイヤル 0120-658-494（平日9時～17時）
- 保険事務費改定について  
第一生命保険ドリーム年金室コールセンター フリーダイヤル 0120-110-090（平日9時～17時）